

令和8年第3回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和8年3月4日（水）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議第 7号 | 令和8年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 6 | 議第 8号 | 令和8年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議第 9号 | 令和8年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議第10号 | 令和8年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第11号 | 令和8年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第12号 | 令和8年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第11 | 議第13号 | 令和8年度白鷹町下水道事業会計予算について |
| 日程第12 | 議第14号 | 令和8年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第13 | 議第15号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第14 | 議第16号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第15 | 議第17号 | 白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例
の設定について |
| 日程第16 | 議第18号 | 小林泰史医師確保対策基金条例の設定について |
| 日程第17 | 議第19号 | 白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例の設定について |
| 日程第18 | 議第20号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第19 | 議第21号 | 白鷹町人育成基金条例の一部を改正する等の条例の設定につ
いて |
| 日程第20 | 議第22号 | 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議第23号 | 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて |
| 日程第22 | 議第24号 | 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議第25号 | 白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 |

を改正する条例の制定について

- 日程第24 議第26号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第26 議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第27 議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて
- 日程第28 議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について
- 日程第29 議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）につい
て
- 日程第30 議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程第31 議第33号 町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約の締結につい
て
- 日程第32 議第34号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第35号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第34 議第36号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第35 議第37号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第36 議第38号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議第39号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（釜の越農村公
園）
- 日程第38 議第40号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（杉沢農村公園）
- 日程第39 議第41号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（高岡農村公園）
- 日程第40 議第42号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（針生農村公園）
- 日程第41 議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（小山沢農村公
園）
- 日程第42 議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（黒鴨農村公園）
- 日程第43 議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（姫城農村公園）
- 日程第44 議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について（山際農村公園）
- 日程第45 議第47号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第46 議第48号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第47 議第49号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議第50号 広野広翔館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議第51号 中山林業センターの指定管理者の指定について

- 日程第50 議第52号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議第53号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第52 議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第53 議第55号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第54 議第56号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議第57号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について
- 日程第56 議第58号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第57 議第59号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について
- 日程第58 議第60号 仲町友愛館の指定管理者の指定について
- 日程第59 議第61号 遊和館の指定管理者の指定について
- 日程第60 議第62号 滝野交流館の指定管理者の指定について
- 日程第61 議第63号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定について
- 日程第62 議第64号 財産の無償貸付について
- 日程第63 議第65号 白鷹町過疎地域持続的発展計画の認定について
- 日程第64 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

追加変更議事日程

- 日程第31 議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第32 議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第33 議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第34 議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第35 議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について
（予算特別委員長報告）
- 日程第36 議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について

て

(予算特別委員長報告)

- 日程第37 議第33号 町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約の締結について
- 日程第38 議第34号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第39 議第35号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について
- 日程第40 議第36号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第41 議第37号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議第38号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定について
- 日程第43 議第39号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (釜の越農村公園)
- 日程第44 議第40号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (杉沢農村公園)
- 日程第45 議第41号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (高岡農村公園)
- 日程第46 議第42号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (針生農村公園)
- 日程第47 議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (小山沢農村公園)
- 日程第48 議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (黒鴨農村公園)
- 日程第49 議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (姫城農村公園)
- 日程第50 議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について (山際農村公園)
- 日程第51 議第47号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について
- 日程第52 議第48号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について
- 日程第53 議第49号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について
- 日程第54 議第50号 広野広翔館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議第51号 中山林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第56 議第52号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について
- 日程第57 議第53号 高岡集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第58 議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について
- 日程第59 議第55号 白鷹町鮎貝ふれあい広場 (コミュニティセンターに限る。)の指定管理者の指定について
- 日程第60 議第56号 文化創造館の指定管理者の指定について
- 日程第61 議第57号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について
- 日程第62 議第58号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第63 議第59号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について
- 日程第64 議第60号 仲町友愛館の指定管理者の指定について

- 日程第65 議第61号 遊和館の指定管理者の指定について
 日程第66 議第62号 滝野交流館の指定管理者の指定について
 日程第67 議第63号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定
 について
 日程第68 議第64号 財産の無償貸付について
 日程第69 議第65号 白鷹町過疎地域持続的発展計画の認定について
 日程第70 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）
-

○出席議員（12名）

1番	菅原隆男	議員	2番	衣袋正人	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	佐々木誠司	議員	6番	丸川雅春	議員
7番	金田悟	議員	8番	笹原俊一	議員
9番	山田仁	議員	10番	関千鶴子	議員
11番	今野正明	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	迎 田 浩 昭
町長職務代理者 総務課長	長 岡 聡
税務出納課長	吉 村 秀 昭
企画政策課長	加 藤 和 芳
町民課長	橋 本 達 也
健康福祉課長	永 沢 照 美
商工観光課長	黒 澤 和 幸
農政課長併 農業委員会事務局長	橋 本 秀 和
林政課参与 （兼）課長	永 野 徹
建設課長	菊 地 智
上下水道課長	高 橋 浩 之
病院事務局長	片 山 正 弘
教育次長	川 部 茂 樹
監査委員	小 谷 部 仁

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小	林	裕
補佐	大	瀧	勇祐
書記	竹	田	雅紀子

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

今年も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、古典桜の里・白鷹をアピールすべく定例会に臨みたいと存じます。

これより令和8年第3回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付している文書のとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

3番 横山和浩君

4番 竹田雅彦君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月24日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月4日から3月13日までの10日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月4日から3月13日までの10日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 山形県町村議会議長会第77回定期総会、2月13日、山形市。

議長の異動や会務報告を了承し、令和8年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。

また、「議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」をはじめ、「地方創生とデジタル化のさらなる推進」、「少子化対策及び子ども・子育て政策、社会福祉政策の推進」など12項目を盛り込んだ決議を採択した。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月13日、白鷹町。

令和7年度会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和8年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（菅原隆男） 日程第4、行政報告を行います。総務課長、長岡 聡君。

[総務課長 長岡 聡 登壇]

○総務課長（長岡 聡） 行政報告をさせていただきます。

佐藤誠七町長の退職について。

佐藤誠七町長は、昨年10月29日に急病により入院し、11月17日からは職務代理者を置きながら現場復帰を目指してまいりましたが、復帰の見通しが立たず、現在の体調を考えると町長職の重責を担うことは困難であるとの思いに至り、2月28日をもって退職されました。

佐藤町長は、平成20年10月に町長に就任し、以来17年4か月にわたり町政のかじ取り役を担われました。

就任当時の本町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進行する社会的背景に加え、リーマンショックによる世界的な金融不安が町内の経済活動に影響を及ぼすなど、非常に厳しい町内外の情勢でありました。

そのような中において、就任後策定した第5次総合計画では、町民と町とがそれぞれの役割と責任の下で情報を共有しながら協力し、新たな価値を生み出し、共に発展していく「共創のまちづくり」を理念として掲げ、その後、令和2年3月策定の第6次総合計画においても、一貫して「共創のまちづくり」を推進され多様な施策に取り組みされました。

「人づくり」の分野では、県内の他市町村に先駆けて保育料や医療費の無償化を実現するなど、妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援に取り組みされました。また、鷹山小学校の荒砥小学校への統合や白鷹中学校創立、武道館整備など、将来を担う子どもたちに寄り添った教育環境の整備に取り組みされました。

「産業・経済」の分野では、長年廃れていた林業の成長産業化に向け、県内に類を見ない白鷹町産の杉材を最大限に活用したまちづくり複合施設をはじめとする公共施設の木造化や森林境界の明確化を強力に進めてこられました。また、働く場の確保にもつながる企業の設備投資や新規就農者への支援、「日本の紅をつくる町」に代表される白鷹らしい資源の活用促進に努められました。

「地域力」の分野では、平成27年に地区公民館のコミュニティセンター化を行い地域づくりの新しい形を示すとともに、頻発した災害を教訓に防災機能の拡充、消防団組織の強化などに取り組みられました。またきめ細かい道路網の整備とともに、地域幹線道路網として町民の長年の悲願であった荒砥橋架け替えに注力し、「白鷹大橋」としての整備を実現されました。

「定住化」の分野では、若者世帯へのアパートの供給、住宅の取得に対する支援や空き家バンクの立ち上げなど住環境施策に取り組みられました。また、地域おこし協力隊、集落支援員などの国制度を活用し、地域と定住施策を結びつけるとともに、町出身者や縁のある市町との良好な関係構築に尽力されました。

このような取組は、佐藤町長の徹底した現場主義による強いリーダーシップと、国との強固な関係性に基づく行動力により推進され、町民の皆様に対しても町のあるべき姿を明確に示しつつ、町政運営を進めてこられました。

今後に向けても、本町の未来を見据えた国道348号の高規格化による再整備や産業団地等の整備など新たな課題への取組を進めようとしていたところでありました。

これまでのご尽力に感謝いたしますとともに、今後におきましては、リハビリに専念いただき、一日も早い回復を心よりお祈り申し上げます。

町におきましては、2月17日より総務課長を職務代理者として設置し、現在に至っております。今後とも円滑な行政サービスの提供に向け職員一丸となって取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

○議第7号～議第14号までの上程、説明、総括質疑、付託

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第7号 令和8年度白鷹町一般会計予算についてから日程第12、議第14号 令和8年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで、以上8件は、令和8年度の各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第7号 令和8年度白鷹町一般会計予算についてから議第14号 令和8年度白鷹町立病院事業会計予算についてまでの計8会計の当初予算の上程に当たり、当初予算案の概要によりご説明申し上げ、提案理由とさせていただきます。

まず、このたびの当初予算の全体的な概要でございます。

国の地方財政対策では、物価高が続くとともに、社会保障関係費や人件費の増加等が見込まれる中、地方公共団体が様々な行政課題に対応しながら行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について経済、物価動向等を適切に反映し、令和7年度を上回る額を確保する対応が図られております。

一方で、今後、安定的な物価上昇とそれを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を目指して、様々な分野における地方公共団体のコスト増のきめ細やかな対応、学校給食費の抜本的な負担軽減、地域未来交付金の活用による成長戦略の推進、防災・減災の強化及び国土強靱化など重要課題への対応が求められております。

本町においては、国策と連動し、物価高の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減に向けた支援のほか、これまで強化してきた少子化対策とセットで新産業団地の造成など働く場の確保、子育て世帯等向け住宅整備などの住環境対策を総合的に進める取組、地域内における森林資源の持続的な循環に向けた一層の取組など、緊急性や重要性の高い案件に対応しながら、財政指標等の一定の水準を確保した上で、財政調整基金をはじめとする基金への積立てを行い、弾力的な財政運営を進めてまいりました。

一方で、物価高の影響や義務的な経費が増加傾向にある状況に加え、社会情勢の変化に適切に対応しつつ、第6次総合計画の推進に向けた各事業への財政支出が見込まれることから、より一層計画的かつ柔軟な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

第6次総合計画後期基本計画の2年目となる令和8年度は、人と人との「つながり」が生み出す「共創のまちづくり」の理念の下、町の将来像の実現を目指し、「人への投資」をはじめとした持続可能な人口対策等の主要施策や各分野におけるDX、GXへの対応、新たな雇用の場の創出に向けた取組、インフラ老朽化の対応を含む防災・減災の強化など活力ある多様な地域社会を実現し、未来に「つながる」施策を展開していく観点から予算を編成しました。

この結果、一般会計当初予算額は94億3,000万円となり、前年度に対し5億1,000万円、5.1%の減となったものであります。

さらに、令和7年度補正予算におきまして、国の補正予算などに対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、令和8年度は、これらと当初予算を合わせて実質的に101億円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに、歳入の状況ですが、一般財源につきましては、町税は11億7,265万円であり、

人口減少や税制改正による減収要因と農業所得の伸びなどにより、前年度比0.6%減となっております。

地方交付税40億3,000万円のうち、普通交付税は人件費の増加や物価高への対応に伴う算定額の増額等を見込み、0.5%増の36億4,000万円、特別交付税は前年度同額の4億3,000万円を見込んでおります。このほか、繰入金は財政調整基金からの繰入れの増などにより、16.3%増の5億1,869万8,000円、2年連続で臨時財政対策債の発行がゼロとなった町債につきましては、42.7%の減で7億7,340万円となっております。

次に、歳出につきましては、性質別に見ますと、人件費は6.0%増の14億3,480万5,000円、扶助費は3.8%増の13億4,182万2,000円、公債費は1.5%減の12億3,158万1,000円となり、義務的経費全体では2.9%の増となっております。

一方で、普通建設事業費は36.5%減の8億6,634万3,000円、物件費は4.2%減の15億5,238万8,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で66億5,778万9,000円を計上し、前年度より4億1,535万7,000円、5.9%の減となったものです。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は、160億8,778万9,000円、5.4%の減となったものです。

次に、各会計予算に計上しております主な取組について、総合計画の重点分野に沿ってご説明申し上げます。

施策の柱の1つ目、「人づくり」でございます。

子育てしやすい環境づくりといたしましては、「こども家庭センター」を中心に、関係機関との協力を一層進め、引き続き安心して出産、子育てができる相談支援に取り組んでまいります。

また、保育料無償化や出生祝金の交付を継続するとともに、新たに「乳児等通園支援事業」や「産婦人科・小児科オンライン相談」を実施し、子育て世代の孤立感や不安感、負担感の軽減につなげてまいります。

教育の充実でございます。

学校教育につきましては、ICT支援員の配置による授業支援や教職員向けの活用研修等を深化するとともに、小中学校の1人1台端末の活用などにより、個別最適かつ創造性を育む学びの場の充実を図ります。

また、教育環境の改善として、白鷹中学校グラウンド排水対策など施設の維持修繕等に取り組むとともに、新たに国の交付金を活用し、小学校給食費の無償化を実施してまいります。

地域の担い手の育成でございます。

各産業分野における担い手不足への対応と移住希望者の受皿となる地域人材ベースキャンプの運営を引き続き支援してまいります。

荒砥高等学校支援関連は、生徒数の確保を最重要課題として捉え、魅力化計画を基に一人一人の学力に応じたきめ細やかな学習指導や基礎学力の向上への支援などを継続してまいります。

生涯学習、芸術文化面では、町民ニーズに沿った多様な学習機会の創出活動などへの支援を行ってまいります。

スポーツの推進につきましては、各種イベントを継続実施するほか、施設の維持修繕に努めてまいります。

施策の柱の2つ目、「産業・経済」でございます。

農業の振興。

地域の特色を生かし、魅力ある産地の形成に向け、水田フル活用の取組なども含め、需要に応じた生産への支援を関係機関と連携し進めてまいります。

あわせて、地域計画の実現に向け、基盤整備に取り組むほか、農地の集積、集約による作業の効率化と農地利用の最適化を図るなど、農村地域の振興につなげてまいります。

また、担い手の確保や雇用就農への支援を継続するほか、農業所得の向上に向け6次産業化の取組を推進してまいります。

林業の成長産業化と有害鳥獣対策でございます。

「緑の循環システム」の構築に向け、各地域と連携し効率的な森林境界明確化、森林資源の把握等を進めるとともに、活用に向けて、施業の低コスト化を推進するため、路網の整備に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、被害軽減に向けた取組を支援するとともに、熊の市街地出没等に対して地域及び関係機関と緊密な連携を図り対応してまいります。

地域産業の振興分野でございます。

商工業振興につきましては、企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出を図るため、現在策定中の新産業用地整備基本計画に基づき、用地造成に向けた準備を進めるとともに、立地ニーズ調査による企業誘致にも取り組んでまいります。

また、人材確保に関する各種取組や、人材育成に取り組む事業者への支援を引き続き行ってまいります。

観光振興につきましては、観光交流推進計画に基づき、関係団体、近隣市町などと連携し、各種事業に取り組み、誘客拡大につなげていきます。

また、持続可能な観光事業の確立へ向け、地域循環型ウェルネスツーリズムの推進に引き続き取り組みます。

さらに、日本の紅をつくる町として、紅花生産量日本一の継続と紅花文化の伝承、情報発信を行い、地域活性化につなげてまいります。

施策の柱の3つ目、「地域力」でございます。

安心して暮らせるまちづくりといたしまして、新たな防災気象情報の運用を踏まえ、

最新の浸水想定や土砂災害警戒区域を反映したハザードマップの更新を行い、必要かつ分かりやすい避難情報の提供に努めてまいります。

また、地域防災の要である消防団を支える地域への支援を継続するとともに、防災インフラの整備を図り、地域防災力の向上を図ってまいります。

特性を生かしたそれぞれの地域づくりといたしまして、地域への交付金等による活動支援や分館整備への支援を継続して行うとともに、集落の維持活性化に向けた支援として、集落支援員及び地域おこし協力隊を引き続き活用してまいります。

持続可能な循環資源の利用でございます。

環境施策につきましては、環境基本計画等に基づき、再生可能エネルギー設備導入に対する助成や、断熱性能等が高い住宅新築への支援を継続実施するとともに、ごみの減量化や再資源化、再利用化に対しては、当事者意識を持って取り組んでいただけるよう、団体等との連携を図り普及啓発に努めてまいります。

定住条件の充実でございます。

道路交通網の整備につきましては、引き続き国道348号の高規格化による再整備に向けて取り組むとともに、国県所管の道路交通網の事業推進に向けて要望活動に取り組んでまいります。

町道河川関連では、町道及び橋梁の長寿命化、危険な形状の交差点等の改良工事に取り組み、地域の安全確保と町民生活の安定に努めるとともに、河川・水路維持についても豪雨等による被害の未然防止や低減を図ってまいります。

水道事業につきましては、施設の長寿命化や管路の耐震化を図るとともに、計画的かつ効率的な整備及び維持管理を推進してまいります。

下水道事業につきましては、水洗化率の向上と投資の効率化を図り、維持管理費の削減に努め、経営の健全化を推進してまいります。

保健・医療・福祉の充実でございます。

高齢者福祉・介護保険事業につきましては、健康福祉センターを活用したフレイル予防プログラムを新たに実施するほか、移動支援、介護人材確保支援などを継続してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方の日常生活におけるニーズを把握し、社会の中にある様々なバリアを取り除く取組や支援体制整備を進めてまいります。

健康づくり事業につきましては、「しらたか健紅ウェルネスポイント事業」の普及拡大を図るとともに、健康福祉センター及び町立病院の機能と一体となった、より効果的な仕組みへの深化に向けて取り組んでまいります。

町立病院につきましては、持続可能な運営を目指す「経営強化プラン」に基づき、医師の増員や医療従事者の確保による体制の充実を図り、安定的なサービス提供を継続するとともに、「第2期健康と福祉の里構想」に基づき再整備を進めるなど、ハード・ソ

フト両面から地域医療の維持・向上に取り組んでまいります。

施策の4つ目の柱、定住化でございます。

良好な住環境の確保といたしまして、住宅施策では、子育て・若者世帯の住宅取得等に対する支援を継続して行ってまいります。

空き家対策につきましては、所有者等への適正管理の働きかけを行うとともに、引き続き危険空き家等解体に対する助成の拡充を行うなど、総合的に取り組んでまいります。

新たな人の流れの形成でございます。

充実した移住支援策の継続とともに、保育料完全無償化をはじめとした手厚い子育て支援施策の積極的なPRを行うことで、移住者の確保に継続して取り組みます。

また、関係人口の拡大に向けて、国の「ふるさと住民登録制度」の活用に向けた取組を進めるとともに、外国人材の暮らしやすい環境整備に引き続き取り組んでまいります。

加えて、首都圏白鷹会等への継続した支援のほか、各協定を締結しているなど、ゆかりのある自治体との交流を推進してまいります。

最後に、ここまでご説明申し上げました施策に取り組んでまいります私ども組織における行財政改革の推進であります。

第7次行財政改革大綱に基づく行動計画により行財政改革を推進し、職員の人材育成やデジタルツール等の活用を図り、行政事務の効率化を推進します。

加えて、コンビニ交付における税証明書の追加などにより住民サービスの利便性向上を図ることで、より質の高い効率的な行政サービスを提供してまいります。

以上、当初予算案の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原隆男） 提案理由の説明が終わりました。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算及び十王財産区特別会計予算について、総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） [令和8年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[令和8年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（菅原隆男） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） [令和8年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和8年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（菅原隆男） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） [令和8年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長（菅原隆男） 次に、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算について、上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） [令和8年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

[令和8年度白鷹町下水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（菅原隆男） 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） [令和8年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長（菅原隆男） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和8年度各会計予算8件に対するの総括質疑については、通告がありませんでしたので、次に進みます。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和8年度各会計予算8件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和8年度各会計予算8件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月10日及び11日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○議長（菅原隆男） ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

休 憩 （午前10時30分）

再 開 （午前10時45分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午前10時45分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

次に移ります。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第13、議第15号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

[総務課長 長岡 聡 登壇]

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第15号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員鈴木和夫氏は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、その後任として推薦するため、提案するものであります。

後任として推薦する者は、住所、白鷹町大字高玉3706番地、氏名、金田孝善、生年月日、昭和38年12月5日。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第14、議第16号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

[総務課長 長岡 聡 登壇]

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第16号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員向田美和子氏は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、その後任として推薦するため、提案するものであります。

後任として推薦する者は、住所、白鷹町大字十王3083番地、氏名、八木千佳、生年月日、昭和39年1月30日。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第15、議第17号 白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する事項を定めるため提案するものであります。

議案書をご覧ください。

議第17号 白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の設定について。

白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

白鷹町電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例。

制定要旨をご覧ください。

本条例につきましては、電気自動車用急速充電器の使用時間及び使用料等の事項を定めるものであります。

条項、見出し、要旨の順にご説明申し上げます。

第1条、目的。

電気自動車の普及促進を図るため、電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定義。

本条例に用いる用語の意義を定義するものでございます。

第3条、名称及び位置。

急速充電器の名称及び位置を、名称を白鷹町役場電気自動車用急速充電器。位置、白鷹町大字荒砥甲833番地と定めるものでございます。

第4条につきましては、使用時間及び充電時間でございます。

第1項、急速充電器は1年間を通じて常時使用ができることを定めるものでございま

す。

第2項、充電設備の点検、整備その他の事由により、町長が特に必要と認めるときは使用時間を変更することができることを定めるものとさせていただきます。

第3項、急速充電器の使用1回当たりの充電時間の上限を30分と定めるものとさせていただきます。

第5条、使用料。

第1項につきましては、急速充電器の使用料の額を定めるものとさせていただきます。

第2項につきましては、使用料の納付方法を定めるものとさせていただきます。

第3項につきましては、会員用認証カードを使用して充電した場合の使用料の納付方法を定めるものとさせていただきます。

第6条、使用料の減免。

町長は公用または公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができるものを定めるものとさせていただきます。

第7条、収納業務の委託。

使用料の収納業務について、課金代行事業者に委託できることを定めるものとさせていただきます。

第8条、使用料の還付。

既納付の使用料は原則として還付しないことを定めるものとさせていただきます。

第9条、使用者の遵守事項。

急速充電器を使用する際の禁止行為を定めるものとさせていただきます。

第10条、使用の拒否。

町長は、前条の禁止行為をした使用者の急速充電器の使用を拒否することができることを定めるものとさせていただきます。

第11条、免責等。

第1項、急速充電器を使用する際の免責事項を定めるものとさせていただきます。

第2項、充電設備を破損し、または故障させたときの損害の賠償について定めるものとさせていただきます。

第12条、委任。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めることとするものとさせていただきます。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行することとするものとさせていただきます。

別表、使用時間に応じた使用料を使用開始から5分まで275円、5分以降1分につき55円と定めるものとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 料金という部分で確認と申しますか、お伺いいたします。

料金、1分間につき上限55円と定めるということでありますが、これは町が提携した企業が発行する会員カードを使用した場合に適用されるということでありますが、せんだっての総務厚生常任委員会で説明をいただいたときに、利用するに当たっては、町が提携するカード以外に他社のカードを利用することも想定されておりまして、そういった事業者の発行するカードを利用した場合は、それぞれの事業者の料金形態によるというような説明をいただきました。

利用される方がどういった会員カードを使って利用されるかによると思うのですが、総合的に料金形態の違いと申しますか、町が定める55円という部分に関して総合的に利用者に不公平感というものは出てこないのか、公平性というものが総合的に保たれているのか、その辺について考え方を伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

まず、この使用料でございますけれども、大きな話といたしましては、私どもで定めている使用料につきましては、カードを使わなくてもできる場合に5分まで275円、それ以降1分ごとに55円というようなことで、何もカードを持たない方がご使用になられる際の使用料につきましてはそのような形で定めさせていただいております。

その一方で、充電インフラ、公共のインフラの確保という視点もございますので、それぞれの自動車のオーナーさんがそれぞれの自動車会社等からお勧めされて充電カードを作る場合がございます。その充電カードを使って使用いただいた場合については、55円を超えない範囲で規則で定めさせていただくということにしておりまして、この際の使用料の納付につきましては、そのカードを発行しているところと提携した事業者にお支払いいただく。これはカードを作られた方は、カードを作られた際に自動車のディーラーですとか、そういう方々に年会費的なものをお支払いしてその範囲内で充電をご利用されるということになってございますので、その中で私どもが提携した会社からその方が私どもの充電器を使用した際にこのぐらいを頂きますというようなことで決めさせていただきましますので、その部分で各カードを利用したお客様方が不公平感を感じるということはないのかなと思っております。

○議長（菅原隆男） 5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 分かりました。

それで、例えば仮にA社、B社といたしますと、第3番目のC社がこういった事業に参入してこられた場合に、町と提携したいという申入れがあった場合に、町としてはそういった新規の新たな事業者との提携ということは可能なのか、それについての考え方を伺います。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

カードを使用されて、そのカードの発行元につきましては、様々、自動車会社ありますので様々でございますけれども、このたび、私どもが提携させていただく事業者というのは、カードは別々ですけれども、利用される充電サービスとしては1か所ということになっておりまして、そこと提携させていただくということでございますので、その後、また新たなそういう供給のところと提携をするかどうかということにつきましては、今後の充電の仕組みの進み具合ですとか、社会的な部分の状況などを勘案しながら検討させていただくということになるのかなと思っております。以上です。

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第16、議第18号 小林泰史医師確保対策基金条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第18号 小林泰史医師確保対策基金条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、小林泰史氏からの寄附金を原資とし、町内における医師確保対策の推進を目的とした基金を設置するため、提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第18号 小林泰史医師確保対策基金条例の設定について。

小林泰史医師確保対策基金条例を次のように制定する。

小林泰史医師確保対策基金条例。

目的及び設置。

第1条、町民が安心して適切な医療を受けることができる医療体制の維持に必要な医師の確保対策に係る事業の円滑な推進を図るため、小林泰史医師確保対策基金を設置す

る。

積立。

第2条、この条例により基金として積み立てる額は、白鷹町一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

運用。

第3条、町長は、基金設置の目的に応じ、確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

管理。

第4条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。

第5条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

処分。

第6条、基金は、第1条に規定する目的を達成するために行う事業の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 1点お伺いします。この条例制定後、基金の活用という部分でありますけれども、第3条に、町長は基金設置の目的に応じ、的確かつ効率的な運用に努めなければならないと定められるようであります。その目的としましては、これもせんだったの総務厚生常任委員会で説明をいただきましたが、主に医師確保ということで、例えば町立病院に勤務される方に、例えば補助金を提供するなどが盛り込まれていたという考え方があったと思います。その当時は、補助金を例えば支給するなどの条件などの細かい要綱については、今後、策定する、決めるというようなことでありましたけれども、いち早く運用するためにもそういった条件について早めに設定する必要があるのではないかと思います。いつ頃をめどにそういったことをはっきりさせていくのか、その点についてお伺いします。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） お答えいたします。

佐々木議員からありましたように、こちらの目的につきましてはなるべく早く運用で

きるようにと考えておりますけれども、基金を設置させていただきましてその後、具体的な事業については検討してまいりたいと思っております。必要な対応、手続については、なるべく早く取らせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第17、議第19号 白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第19号 白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、乳児等通園支援事業の実施に当たり、事業者が給付を受けるために必要な運営基準を定めるため提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第19号 白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について。

白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

白鷹町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

制定要旨をご覧ください。

本件につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等通園支援制度に係る乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、事業者が当該給付を受けるために必要となる運営基準を定めるものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順に申し上げます。

第1条、趣旨。

本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条、定義。

本条例の中で用いる用語の定義を定めるものでございます。

第3条、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準。

乳児等のための支援給付の対象となる運営基準につきまして、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準同様と定めるものでございます。

第4条、委任。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるものとするものでございます。

附則、第1項、施行期日。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

附則、第2項、準備行為、

条例施行の日前の準備行為について定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第18、議第20号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第20号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を新設するとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的とし

た税率等の改正を行うなど、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、吉村秀昭君。

○税務出納課長（吉村秀昭） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額に係る規定を新設するとともに、国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的とした税率等の改正を行うなど、所要の整備を行うものでございます。

主な改正点につきまして、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順で申し上げます。

第3条第1項第4号、課税額、新、国民健康保険税の課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加えるもの。

第3条第5項、新、子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に18歳以上被保険者均等割額を加算した額とするもの。

第4条第1項、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額。

第6条、同じく被保険者均等割額。

第6条の2、第1号から第3号、同じく世帯別平等割額、いずれも改、基礎課税額医療分の税率及び税額を次のように改正するもの。

表につきましては、種別、改正後の順で読み上げます。

所得割額6.6%、被保険者均等割額2万6,900円、世帯別平等割額1万9,000円、特定世帯（2分の1軽減）9,500円、特定継続世帯（4分の1軽減）1万4,250円。

2ページをご覧ください。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額。

第7条の3、同じく被保険者均等割額。

第7条の4、第1号から第3号、同じく世帯別平等割額、いずれも改でございます。

後期高齢者支援金等課税額の税率及び税額を次のように改正するもの。

所得割額2.8%、被保険者均等割額1万2,300円、世帯別平等割額8,200円、特定世帯（2分の1軽減）4,100円、特定継続世帯（4分の1軽減）6,150円。

第8条の5、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額。

第8条の6、同じく被保険者均等割額。

第8条の7、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。

第8条の8第1号から第3号、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額、いずれも新、子ども・子育て支援納付金課税額の税率及び税額を次のように定めるもの。所得割額0.29%、被保険者均等割額1,200円、18歳以上被保険者均等割額100円、世帯別平等割額900円、特定世帯（2分の1軽減）450円、特定継続世帯（4分の1軽減）675円。

3ページをご覧ください。

第9条第1項第1号、国民健康保険税の減額、改、基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額の税額の改正に伴い、7割軽減の場合に減額する額を改正するもの。基礎課税額（医療分）、被保険者均等割額1万8,830円、世帯別平等割額1万3,300円、特定世帯（2分の1軽減）6,650円、特定継続世帯（4分の1軽減）9,975円。後期高齢者支援金等課税額、被保険者均等割額8,610円、世帯別平等割額5,740円、特定世帯（2分の1軽減）2,870円、特定継続世帯（4分の1軽減）4,305円。

4ページをご覧ください。

第9条第1項第2号、改、基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額の税額の改正に伴い、5割軽減の場合に減額する額を改正するもの。基礎課税額（医療分）、被保険者均等割額1万3,450円、世帯別平等割額9,500円、特定世帯（2分の1軽減）4,750円、特定継続世帯（4分の1軽減）7,125円。後期高齢者支援金等課税額、被保険者均等割額6,150円、世帯別平等割額4,100円、特定世帯（2分の1軽減）2,050円、特定継続世帯（4分の1軽減）3,075円。

5ページをご覧ください。

第9条第1項第3号、改、基礎課税額（医療分）及び後期高齢者支援金等課税額の税額の改正に伴い、2割軽減の場合に減額する額を改正するもの。基礎課税額（医療分）、被保険者均等割額5,380円、世帯別平等割額3,800円、特定世帯（2分の1軽減）1,900円、特定継続世帯（4分の1軽減）2,850円。後期高齢者支援金等課税額、被保険者均等割額2,460円、世帯別平等割額1,640円、特定世帯（2分の1軽減）820円、特定継続世帯（4分の1軽減）1,230円。

6ページをご覧ください。

第9条第2項第1号、第2号、改、基礎課税額（医療分）の税額の改正に伴い、未就学児がある場合に基礎課税額（医療分）の被保険者均等割額から減額する額を改正するもの。7割軽減対象世帯4,035円、5割軽減対象世帯6,725円、2割軽減対象世帯1万760円、軽減対象世帯以外の世帯1万3,450円。後期高齢者支援金等課税額の税額の改正に伴い、未就学児がある場合に後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額を改正するもの。7割軽減対象世帯1,845円、5割軽減対象世帯3,075円、2割軽

減対象世帯4,920円、軽減対象世帯以外の世帯6,150円。

8ページをご覧ください。

附則、第1項、施行期日、この条例は令和8年4月1日から施行する。

附則、第2項、適用区分、この条例による改正後の白鷹町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第19、議第21号 白鷹人育成基金条例の一部を改正する等の条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第21号 白鷹人育成基金条例の一部を改正する等の条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、人材育成へのさらなる有効活用を目指し、白鷹人育成基金、須藤恒雄生涯教育推進基金及び井上壮吉生涯教育推進基金を整理、統合するため提案するものであります。

内容につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） ご説明いたします。

議第21号 白鷹人育成基金条例の一部を改正する等の条例の設定について。

白鷹人育成基金条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

白鷹人育成基金条例の一部を改正する等の条例。

白鷹人育成基金条例の一部改正。

第1条、白鷹人育成基金条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

目的及び設置。

第1条、夢を持ち、郷土を愛し、次代を担う意欲ある人材の育成に資するため、白鷹人育成基金を設置する。

須藤恒雄生涯教育推進基金条例及び井上壮吉生涯教育推進基金条例の廃止。

第2条、次に掲げる条例は廃止する。

第1号、須藤恒雄生涯教育推進基金条例、第2号、井上壮吉生涯教育推進基金条例。

附則、第1項、この条例は公布の日から施行する。

附則、第2項、この条例の施行日において、須藤恒雄生涯教育推進基金及び井上壮吉生涯教育推進基金に積み立てられている基金は、白鷹町一般会計に繰り入れ、白鷹人育成基金に編入するものとする。

補足説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、これまで生涯教育の推進を図り、町民文化と福祉の向上に資するために活用されてきた須藤恒雄生涯教育推進基金、井上壮吉生涯教育推進基金を白鷹人育成基金に整理統合し、次年度以降、統合した基金を小中学生を対象とした講演会、体験授業や従来の佐藤文隆記念宇宙探検隊事業、青少年国際交流事業など、町の次代を担う意欲ある青少年等の人材育成事業の財源として有効に活用していくため、所要の整備を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 何点かお伺いをいたします。そして、この白鷹人育成基金が上手にうまく活用されることを願わせていただきます。

この第2条で2つの基金が廃止されるということでございます。生涯教育の推進を図って町民文化と福祉の向上のために、これまで多くの貢献があったと理解しております。そして、その廃止ということではこれは一つ、大きなことかなと思います。

そこで、廃止をするということに当たって有識者あるいはその関係者の方からご意見をいただいたのか。その中で特段のご意見、端的に言えば反対とか、そういったお話というのはあったのか、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

有識者会議というのは特段開催をしてございませんが、教育委員会を開催いたしましてこの件につきましてご意見を頂戴したところでございます。

○議長（菅原隆男） 3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 分かりました。

続いて、この須藤恒雄生涯教育推進基金条例、廃止ということなのですが、この中に表彰を行うということが事業として明記されております。生涯教育の実践を奨励するためということで4つの分野で表彰ということですが、一方で整理統合される白鷹人にはその表彰を行うということは明記されていないと理解しています。

そこで、この基金の整理統合に伴ってこの表彰というものがどのような取扱いになるのか、お伺いをいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えいたします。

これまで須藤恒雄生涯教育推進基金を活用いたしまして、昭和56年度から令和2年度まで文化や地域づくり等の分野で功績のあった方々への表彰を行ってまいりましたが、白鷹町表彰規則第2条におきまして、表彰要件の一つに教育・学芸・体育及び文化の振興に貢献し、その功績、顕著なものと別に規定がなされておりますので、これが読替えをすることができるということになりますので、令和3年度からは白鷹町表彰規則に基づきまして教育分野での功績者への表彰を行っているところでございます。

なお、基金統合後におきましても、白鷹町表彰規則に基づいて表彰を行ってまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 3番、横山和浩君。

○3番（横山和浩） 最後にお伺いいたします。

今の関連になりますけれども、こちらの基金条例の表彰に関して表彰規程というものが、別途設けられていたと理解しております。そして、この表彰規程には表彰の実績というのは、名簿に登録して永久に保存するということが書いてあります。今回の条例の廃止に伴ってこちらの表彰規程も廃止になるのかなと思うのですが、永久に保存するとされたこの名簿の取扱いは、今後どのようなものになるのかお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） お答えをいたします。

表彰者の歴代の名簿につきましては、この条例が廃止されることに伴いまして、永年保存という規則、ルールはなくなるわけですが、こちらは大変貴重な資料となりますのでこれからも保存をしてまいりたいと考えております。

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第20、議第22号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

[総務課長 長岡 聡 登壇]

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第22号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

議第22号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和7年度税制改正における給与所得控除の引上げ等の影響を受ける者の介護保険料の賦課基準について、令和8年度に限り、従前の基準から据え置くこととする特例を設けるとともに、当該影響を受ける者の減免について定めるものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

附則、第10条第1項から第3項、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例、新、令和7年度見直しの影響を受ける第1号被保険者の令和8年度介護保険料の算定に用いる合計所得金額は、従前の基準により算定することとするものです。

附則、第11条第1項及び第2項、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例、新、令和7年度見直しの影響を受ける第1号被保険者の令和8年度介護保険料の算定に用いる住民税の課税非課税の判定は、従前の基準によることとするものでございます。

附則、第12条、令和8年度の保険料の減免の特例、新、町長は、前2条及び対応する介護保険法施行令の規定の適用を受ける者に対し、職権により保険料を減免できることとするものでございます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第21、議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件を新たに追加するため提案するものであります。

内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） ご説明を申し上げます。

議第23号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用物件を新たに追加するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

別表、第2条関係、改、道路の附属物である自動車駐車場等に設ける、道路法施行令第7条第14号に掲げる水素供給施設及び第15号に掲げる備蓄倉庫、または非常用電気供

給施設等を追加するもの。

附則、この条例は公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第22、議第24号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第24号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） ご説明を申し上げます。

議第24号 白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町営住宅条例の一部を改正する条例。

白鷹町営住宅条例の一部を次のように改正する。

改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令の一部改正に伴い、町営住宅の社会福祉法人等による使用に係る規定を整備するものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に申し上げます。

目次、改、条項の追加に伴い目次を整理するもの。

第45条、使用者の資格、改、町営住宅の共同施設として整備された駐車場を使用する者に、入居者の組織する団体及び社会福祉法人等を追加するもの。

第56条第1項、社会福祉法人等による町営住宅の使用、新、社会福祉法人等による町営住宅の使用について、町営住宅の適正管理に支障のない範囲内で使用させることができることとするもの。

第56条第2項、町営住宅を住宅として使用しようとする社会福祉法人等は、町長の許可を受けなければならないこととするもの。

第56条第3項、町長は、町営住宅使用の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができることとするもの。

第56条第4項、町長は、当該社会福祉法人等に対し、当該町営住宅を使用することができる日を通知することとするもの。

次のページをご覧ください。

第57条第1項、新、社会福祉法人等による町営住宅の使用について、使用料を徴収することとするもの。

第57条第2項、使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならないこととするもの。

第58条第1項、新、社会福祉法人等による町営住宅の使用について、報告を求めることができることを定めるもの。

第58条第2項、社会福祉法人等が町営住宅を使用する場合の読替規定について定めるもの。

第59条、罰則、改、条項を繰り下げるもの。

第60条、委任、改、条項を繰り下げるもの。

附則、この条例は公布の日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第24号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第23、議第25号 白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第25号 白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

公共下水道への接続に伴い、白鷹町農業集落排水処理施設を廃止するため提案するものであります。

内容につきましては、上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議第25号 白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

今回の改正は、公共下水道への接続に伴い、農業集落排水処理施設を廃止するため、所要の整備を行うものでございます。

改正の主なものについてご説明申し上げます。

第1条第2項では、農業集落排水事業の設置規定を削除するものでございます。

第3条第3項では、公共下水道事業の排水区域面積及び排水人口を改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日について令和8年4月1日から施行し、農業集落排水事業の廃止に伴い、白鷹町農業集落排水事業分担金徴収条例及び白鷹町農業集落排水処理施設の管理に関する条例を廃止し、廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第25号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第24、議第26号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第26号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、白鷹町消防団員の定員を改めるため、提案するものであります。議案書をご覧ください。

議第26号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例。

白鷹町消防団条例の一部を次のように改正する。

第4条中、670人を600人に改める。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

補足説明を申し上げます。

現行の670名の定員につきましては、平成11年度に改めたものでございますけれども、そこから令和の初めぐらいまでは団員数の確保ができていたとなつてございますが、その後の人口減少、また、働き場所、町外で働く方の増加や働き方の多様化などによりまして団員の数も減少傾向にございます。

さらにはここ数年、班の統廃合も進んでおりまして、令和4年度からは合計5班ほど減っている状況でございます。

そのような状況を踏まえまして、最高幹部にもご検討をいただきながら今後の団体制の在り方について検討を進めてきたところでございます。その中におきまして、自動車ポンプ班、また小型ポンプ班の火災出動時の交代要員の確保などを想定した必要人員、さらには近年増加しております自然災害への出動なども考えますと、今回600名に改めるといふような形で、これぐらいの団員数を何とか確保していきたいという中での今回の定数の減ということでございます。

何とぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第26号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を1時15分といたします。

休 憩 （午後0時12分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第27号～議第32号の上程、説明、総括質疑、付託

○議長（菅原隆男） 日程第25、議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）についてから日程第30、議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）についてまで、以上、令和7年度各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） 議第27号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、人口減少や物価高の影響を受ける病院事業への追加支援をはじめ、国補正に対応し、物価高対応子育て応援手当の追加や山形鉄道再構築事業を前倒しして計上するほか、物価高への追加対応を行うなど所要の措置を講ずるものであります。

また、次年度に向け財政調整基金、減債基金への元金積立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、地方交付税、国県支出金、寄附金、地方債及び繰入金等で対処するものであります。

このほか、国補正対応等に係る繰越明許費の設定や債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ9,554万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ116億

3,710万円とするものであります。

補正予算書の1ページをご覧ください。

議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）

令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,554万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億3,710万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入でございます。

10款地方交付税、1億2,000万円、42億5,472万4,000円。

14款国庫支出金、1,435万4,000円の減額、12億9,949万3,000円。

15款県支出金、950万1,000円、9億3,759万3,000円。

16款財産収入、1,134万円、1,433万6,000円。

17款寄附金、1億100万円、2億100万1,000円。

18款繰入金、1億7,892万9,000円、7億9,254万7,000円。

19款繰越金、651万5,000円、4億7,707万2,000円。

20款諸収入、2,038万5,000円の減額、2億5,559万2,000円。

21款町債、2億9,700万円の減額、16億3,390万円。

歳入合計、9,554万6,000円、116億3,710万円。

3ページをご覧ください。

歳出。

2款総務費、1億803万1,000円、16億3,988万5,000円。

3款民生費、453万2,000円、24億7,889万1,000円。

4款衛生費、2億8,636万5,000円、12億8,775万円。

5 款労働費、2 万6,000円、2,880万5,000円。

6 款農林水産業費、87万7,000円、7 億2,976万5,000円。

7 款商工費、85万6,000円の減額、8 億1,563万4,000円。

8 款土木費、1 億2,620万2,000円の減額、16億3,442万円。

9 款消防費、749万1,000円、5 億7,781万9,000円。

10 款教育費、1 億8,381万8,000円の減額、10億3,754万5,000円。

4 ページをご覧ください。

11 款災害復旧費、90万円の減額、2,526万2,000円。

歳出合計、9,554万6,000円、116億3,710万円。

5 ページをご覧ください。

第2 表繰越明許費、款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費、山形鉄道再構築事業、2,464万円、共同アウトソーシング事業、163万4,000円。

3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修事業、184万8,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、畜産飼料価格高騰緊急支援事業、1,230万円。

2 項林業費、林道沼平線道路改良事業、1,820万円。

7 款商工費 1 項商工費、食料品等物価高騰対策事業（物価高騰対応分）、1 億2,519万3,000円、賃金引上げ支援事業（物価高騰対応分）、1,600万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、滝野萩野線道路改良事業、3,144万円。

5 項住宅費、子育て支援及び若者定住促進住宅整備事業、3 億2,445万円。

9 款消防費 1 項消防費、消防用施設等整備事業、4,139万9,000円、県防災行政ネットワーク再整備事業、1,444万7,000円。

6 ページをご覧ください。

10 款教育費 3 項中学校費、中学校グラウンド排水対策事業、6,000万円。

合計 6 億7,155万1,000円。

第3 表債務負担行為補正、変更でございます。

事項、補正後の期間及び限度額を申し上げます。

健康福祉センター管理運營業務、期間は補正前に同じです。2,000万円を減額し、1 億3,000万円。

7 ページをご覧ください。

第4 表地方債補正、追加でございます。

起債の目的、限度額を申し上げます。

一般補助施設整備事業、1,230万円、学校教育施設等整備事業、4,000万円。起債の方法、利率につきましては、借入先との協議による。償還の方法につきましては、借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または、低利に借

り換えることができる。

続きまして、変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

地方道路等整備事業、200万円を追加し、570万円。緊急自然災害防止対策事業、7,790万円を減額し、1億8,810万円。過疎対策事業、2億7,340万円を減額し、11億6,410万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険給付実績見込みに基づく交付金等の調整に対応するとともに、円滑な事業運営を継続するため、国民健康保険事業運営基金への元金積立てに対応するなど、所要の措置を講じるものであります。

調整財源といたしましては、県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,982万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億289万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,982万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億289万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款国民健康保険税、1,799万7,000円、2億3,099万2,000円。

4 款県支出金、128万8,000円、10億3,082万6,000円。

5 款財産収入、38万1,000円、38万2,000円。

6 款繰入金、1,723万8,000円の減額、1億774万4,000円。

7 款繰越金、1,739万9,000円、2,737万3,000円。

8 款諸収入、1,035万7,000円。

歳入合計、1,982万8,000円、14億289万7,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費、54万円、2,057万2,000円。

6 款基金積立金、1,800万円、3,800万円。

7 款諸支出金、128万8,000円、5,984万5,000円。

歳出合計、1,982万8,000円、14億289万7,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） 議第29号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険者努力支援交付金等の交付決定に基づく財源調整のほか、介護給付費準備基金の運用利子額の見込みに基づく対応など、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫補助金、財産収入及び繰入金で対処するものであります。

このほか、健康福祉センターの管理運営に係る債務負担行為の設定を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ355万円を追加し、歳入歳出それぞれ17億7,986万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書（第4号）、1ページをご覧ください。

議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,986万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、235万1,000円、3億9,660万4,000円。

6款財産収入、170万6,000円、201万7,000円。

7款繰入金、50万7,000円の減額、2億8,285万3,000円。

歳入合計、355万円、17億7,986万7,000円。

3ページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、39万6,000円、5,329万9,000円。

3款地域支援事業費、1億1,903万5,000円。

4款基金積立金、5,407万5,000円。

歳出合計、355万円、17億7,986万7,000円。

4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為、設定でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

健康福祉センター管理運営業務（フレイル予防プログラム）、令和7年度から令和12年度、2,000万円。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） 議第30号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険料等負担金の実績見込みに基づき、広域連合納付金の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ395万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,405万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,405万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、562万1,000円、1億5,560万6,000円。

3 款繰入金、167万1,000円の減額、5,405万2,000円。

歳入合計、395万円、2億1,405万2,000円。

次のページをご覧ください。

歳出。

1 款総務費、ゼロ円、472万1,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、395万円、2億917万1,000円。

歳出合計、395万円、2億1,405万2,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） 議第31号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、物価高騰に伴う動力費や薬品費の追加等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的支出の総額に150万円を追加し、6億1,634万円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、高橋浩之君。

○上下水道課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

白鷹町下水道事業会計補正予算書（第3号）、1ページをご覧ください。

議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和7年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款下水道事業費用、150万円、6億1,634万円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） 議第32号の提案理由を申し上げます。

本件につきましては、病院経営安定化に向けた一般会計負担金の追加のほか、事業実績に基づき、医業費用等の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきまして、収入の総額に1,776万1,000円、支出の総額に1,367万円を追加し、収入の総額を13億442万8,000円に、支出の総額を13億1,496万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務局長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

白鷹町立病院事業会計補正予算書（第4号）の1ページをご覧ください。

議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条 令和7年度白鷹町立病院事業会計予算（以下、予算という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

業務の項目、補正予定量、計のみ申し上げます。

第1号、年間患者数、入院1,825人の減、1万2,045人、外来7,720人の減、3万1,000人。

第2号、1日当たり患者数、入院5人の減、33人、外来32人の減、128人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、1,776万1,000円、13億442万8,000万円。

支出。

第1款病院事業費用、1,367万円、13億1,496万6,000円。

次のページをご覧ください。

資本的支出の補正。

第4条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。款、補正予定額、計のみ申し上げます。

支出。

第1款資本的支出、ゼロ円、8億6,433万6,000円。

債務負担行為。

第5条、予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。事項、補正後の期間及び限度額を申し上げます。

病院改修整備事業、期間は補正前に同じ、3,300万円を追加し、4億4,616万円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和7年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和7年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで、予算特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午後1時45分）

再 開 （午後2時30分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。

議事日程について、配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議第27号～議第32号までの報告、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第31、議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について（予算特別委員長報告）から日程第36、議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について（予算特別委員長報告）まで、以上6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和7年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、遠藤幸一君。

〔予算特別委員長 遠藤幸一 登壇〕

○予算特別委員長（遠藤幸一） 予算特別委員会審査の報告をいたします。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告します。

議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第27号 令和7年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第27号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第28号 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第28号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第29号 令和7年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第29号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第30号 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第30号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第31号 令和7年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第31号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決すること

に決しました。

次に、議第32号 令和7年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第4号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第32号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第37、議第33号 町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第33号 町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、条件付一般競争入札の結果に基づき契約を締結し工事を実施した結果、設計の一部を変更して実施する必要があるため提案するものであります。

内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） ご説明申し上げます。

議第33号 町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約の締結について。

町は、下記により、町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、町道荒砥浅立線横断暗渠災害対策工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約の金額、5,755万900円。

4、契約の相手方、山形県西置賜郡白鷹町大字畔藤2517番地、株式会社高橋組 代表取締役高橋 剛。

工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、町道荒砥浅立線畔藤地内におきまして、既設横断管の更新工

事、併せまして盛土工事、舗装復旧工事に取り組むものでございます。

当初の契約につきましては、令和7年6月13日、条件付一般競争入札の結果に基づき、4,818万円で締結しておりますが、工事を実施した結果、土質の状態が悪く薬液の注入本数が増加したことや舗装面積が増加することなどから、当初の契約金額に937万900円を追加し、変更後の契約金額を5,755万900円とするものでございます。

財源は、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。

工期は、令和8年3月24日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第33号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第38、議第34号 白鷹町斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第34号 白鷹町斎場の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町斎場の管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

内容につきましては、町民課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

議第34号 白鷹町斎場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹町斎場。
 - 2、指定管理者の名称、有限会社セイノヤ。
 - 3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。
- 説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第34号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第39、議第35号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第35号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹スカイパークの管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

内容につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） ご説明申し上げます。

議第35号 白鷹スカイパークの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく、公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、施設の名称、白鷹スカイパーク。
- 2、指定管理者の名称、有限会社トントんとんび。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第35号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第40、議第36号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第36号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、白鷹町文化交流センターの管理を指定管理者に行わせるため提案するものであります。

内容につきましては、教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） ご説明申し上げます。

議第36号 白鷹町文化交流センターの指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく、公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称、白鷹町文化交流センター。

2、指定管理者の名称、株式会社シグマ。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第36号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第37号～議第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第41、議第37号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定についてから日程第67、議第63号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定についてまで、以上27件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第37号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定についてから議第63号荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定についてまでの27件の提案理由を申し上げます。

議第37号から議第63号までの27議案につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、萩野ふれあい館外26施設の管理をそれぞれ指定管理者に行わせるため、提案するものであります。

内容につきましては、それぞれ担当課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 最初に、健康福祉課所管について2件、健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） 初めに、健康福祉課所管の議第37号及び議第38号の2件についてご説明申し上げます。

議第37号 萩野ふれあい館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく、公の施設に係る指定管理者の指定について、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、施設の名称、萩野ふれあい館。

2、指定管理者の名称、萩野区。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

なお、これ以降の説明につきましては、議番号、議案名、施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間についてのみ説明をさせていただきます。

議第38号 白鷹町黒鴨いきいきセンターの指定管理者の指定について。

1、施設の名称、白鷹町黒鴨いきいきセンター。

2、指定管理者の名称、鮎貝第15町内。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、農政課所管について12件、農政課長、橋本秀和君。

○農政課長（橋本秀和） 農政課所管の議第39号から議第50号までの12件についてご説明申し上げます。

議第39号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、釜の越農村公園、西高玉区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第40号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、杉沢農村公園、杉沢区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第41号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、高岡農村公園、高岡区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第42号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、針生農村公園、針生町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第43号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、小山沢農村公園、小山沢区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第44号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、黒鴨農村公園、鮎貝第15町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第45号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、姫城農村公園、蚕桑第18町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第46号 白鷹町農村公園の指定管理者の指定について、山際農村公園、蚕桑第17町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第47号 ぬくもりの館姫城の指定管理者の指定について、ぬくもりの館姫城、蚕桑第18町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第48号 笠松ロマン館の指定管理者の指定について、笠松ロマン館、蚕桑第9町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第49号 白鷹町土里夢館の指定管理者の指定について、白鷹町土里夢館、町下区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第50号 広野広翔館の指定管理者の指定について、広野広翔館、広野区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、林政課所管について3件、林政課長、永野 徹君。

○林政課長（永野 徹） 林政課所管の議第51号から議第53号までの3件についてご説明申し上げます。

議第51号 中山林業センターの指定管理者の指定について、中山林業センター、中山区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第52号 高玉集会施設及び林業者等健康増進施設の指定管理者の指定について、高玉集会施設及び林業者等健康増進施設、東高玉区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

次に、議第53号 高岡集会施設の指定管理者の指定について、高岡集会施設、高岡区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、商工観光課所管について1件、商工観光課長、黒澤和幸君。

○商工観光課長（黒澤和幸） 商工観光課所管の議第54号についてご説明を申し上げます。

議第54号 いきいき深山郷のどか村の指定管理者の指定について、いきいき深山郷のどか村、深山区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、教育委員会所管について9件、教育次長、川部茂樹君。

○教育次長（川部茂樹） 教育委員会所管の議第55号から議第63号までの9件についてご説明申し上げます。

議第55号 白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）の指定管理者の指定について、白鷹町鮎貝ふれあい広場（コミュニティセンターに限る。）、鮎貝第1町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第56号 文化創造館の指定管理者の指定について、文化創造館、出来町第1及び第2町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第57号 東横田尻歴史館の指定管理者の指定について、東横田尻歴史館、東横田尻区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第58号 宝前町コミュニティセンターの指定管理者の指定について、宝前町コミュニティセンター、十王区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第59号 西高玉桜美館の指定管理者の指定について、西高玉桜美館、西高玉区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第60号 仲町友愛館の指定管理者の指定について、仲町友愛館、仲町区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第61号 遊和館の指定管理者の指定について、遊和館、鮎貝第9及び第10町内、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第62号 滝野交流館の指定管理者の指定について、滝野交流館、滝野区、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

議第63号 荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）の指定管理者の指定について、荒砥駅前交流施設（集会施設に限る。）、八幡第2町内、令和8年4月1日から令和13年

3月31日まで。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

最初に、議第37号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第37号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第38号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第38号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第39号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第39号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第40号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第42号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第43号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第44号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第45号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第45号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第46号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第47号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第47号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第48号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第49号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第49号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第50号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第50号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第51号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第51号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第52号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第52号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第53号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第53号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第54号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第54号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第55号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第55号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第56号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第56号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第57号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第57号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第58号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第58号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第59号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第59号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第60号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第60号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第61号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第61号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第62号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第62号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第63号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第63号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第68、議第64号 財産の無償貸付についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第64号 財産の無償貸付についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、負担付寄附を受けた財産について無償で貸付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 企画政策課長、加藤和芳君。

○企画政策課長（加藤和芳） ご説明申し上げます。

議第64号 財産の無償貸付けについて。

町は、下記のとおり、財産を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号

の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、貸付けする財産、土地、所在、山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲中道1296番地1外425筆、合計面積、10万5756.42平方メートル。

2、貸付の相手方、長井市栄町1番10号、山形鉄道株式会社、代表取締役社長、中井晃。

3、貸付の目的、負担付寄附の条件により、引き続き山形鉄道株式会社へ無償貸付けをするため。

4、貸付の期間、令和8年4月1日から令和16年3月31日。

補足説明を申し上げます。

今回貸付けをします財産につきましては、山形鉄道株式会社より無償貸付けを条件に寄附を受けた鉄道用地でございます。現在の賃借契約が令和8年3月31日で満了となるため、新たに8年間、無償貸付けを行うものであります。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第64号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第69、議第65号 白鷹町過疎地域持続的発展計画の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、長岡 聡君。

〔総務課長 長岡 聡 登壇〕

○総務課長（長岡 聡） ただいま上程になりました議第65号 白鷹町過疎地域持続的発展計画の認定についての提案理由を申し上げます。

本計画は、令和8年度から令和12年度までの白鷹町過疎地域持続的発展計画を策定したものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、企画政策課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 企画政策課長、加藤和芳君。

○企画政策課長（加藤和芳） ご説明申し上げます。

議第65号 白鷹町過疎地域持続的発展計画の認定について。

白鷹町過疎地域持続的発展計画を別案のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。

補足説明を申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により10年間の地域指定を受ける当町としまして、県が定める過疎地域持続発展方針に基づき、令和8年度から令和12年度までの5か年間について計画を策定したものでございます。

計画策定の基本的な考え方といたしましては、第6次白鷹町総合計画等をベースに各分野における現状や課題を整理し、制度の活用と財源の確保を含め策定することとしております。

基本方針といたしましては、持続的発展の理念を共創のまちづくり、町の将来像を人、そして、地域がつながり輝き続ける潤いの町としております。

基本目標といたしましては、白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略に掲げる2040年で1万500人程度を将来人口として、計画期間の人口総数を令和12年度末で1万1,500人程度と設定しております。

具体的な計画につきましては、人口減少やデジタル化、脱炭素化の流れなど社会情勢の変化に対応し、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化などの12項目にまとめております。

また、それぞれの項目ごとに目標、指標を設定し、大学や金融機関、地域住民の皆様から構成される白鷹町まち・ひと・しごと創生有識者会議におきまして、毎年度、達成状況の評価を実施するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第65号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男）　ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男）　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延　　会

〈午後3時16分〉